

平成17・04・01中四産保第64号
平成 1 7 年 4 月 1 日

中国四国産業保安監督部長
萩 尾 憲 三

産業保安関係法令に基づく中国四国産業保安監督部長の
処分に係る標準処理期間について

産業保安関係法令に基づく中国四国産業保安監督部長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、別表に掲げる手続ごとに、同表に定める期間とする。なお、中国四国鉱山保安監督部長の処分に係る標準処理期間に関する規程（平成16・09・14中四鉱保第1号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前に鉱山保安監督部長に対してされた申請に対する処分に係る標準処理期間は、なお従前の例による。

第3条 この規程の施行前に経済産業局長に対してされた申請に対する処分に係る標準処理期間は、平成17年3月31日現在の標準処理期間によるものとする。